

太田市簡易専用水道指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の適正な管理を保持することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置届等)

第2条 簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、簡易専用水道設置届（様式第1号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、簡易専用水道変更届（様式第2号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

3 設置者は、簡易専用水道を休止又は廃止したときは、簡易専用水道休廃止届（様式第3号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、簡易専用水道に関する法令及び例規を遵守することにより、衛生的で安全な水の供給に努めるものとする。

(水道事業者との連携)

第4条 市長は、簡易専用水道の管理等について水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）と連携協力し、簡易専用水道の管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

(登録検査機関との連携)

第5条 市長は、簡易専用水道の管理水準向上のために必要と認めるときは、登録検査機関（法第34条の2第2項に規定する登録検査機関をいう。）に対して必要な情報の提供を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。